

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	滞納整理支援システムに格納する滞納整理交渉経過の入力作業委託について
--------	------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事前報告】

◇第14条第1項（重要な個人情報の提供等を伴う委託）

(担当部課：健康部医療保険年金課
担当係 国保整理係 担当者 小林 内線(4199))

事業の概要

事業名	国民健康保険
担当課	健康部医療保険年金課
目的	滞納整理支援システムの導入に伴い、納付相談等の交渉経過をシステム内に記録するため
対象者	国民健康保険料に未納がある世帯主及びその世帯員
事業内容	平成19年度第6回の情報公開・個人情報保護審議会において導入について承認された国民健康保険料滞納整理支援システムに、台帳に記録されている過去の納付相談等の交渉経過内容を記録するため入力作業について委託する。

別紙(重要な個人情報の提供を伴う業務委託)

◇1. 重要な個人情報の提供を伴う委託等(第14条第1項)・・・事前報告

件名 滞納整理支援システムに格納する滞納整理交渉経過の入力作業委託について

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報	
保有課(担当課)	医療保険年金課	委託先	入札により委託先を決定
登録業務の名称	国民健康保険		
情報はどのような媒体に記録されているか	国民健康保険料滞納整理票(紙台帳)	情報はどのような媒体で提供するのか、取扱わせるのか	国民健康保険料滞納整理票(紙台帳)
保有している情報項目	・住所、氏名、電話番号、世帯員名、性別、生年月日、保険記号番号、保険料賦課額、納付額、賦課標準額、資格取得・喪失事由、医療受診の有無 ・生活状況、資産・負債内容、分割納付状況、職業・勤務先、滞納処分状況、納付交渉内容、催告状況・内容	左欄の保有情報のうち、業務委託に伴い提供する項目又は処理を依頼する項目	・生活状況、資産・負債内容、分割納付状況、職業・勤務先、滞納処分状況、納付交渉内容、催告状況・内容
委託の理由	支援システム稼動に伴い、約3万2千世帯の納付相談内容等の交渉記録を短期間で且つ正確に入力し、セットアップする必要があるため。		
委託内容	医療保険年金課内に設置された、支援システムのクライアントパソコンに、直接キーボードから国民健康保険料滞納整理票(紙台帳)に記載された納付相談内容等の交渉記録を入力し、滞納整理支援システムのサーバー内に格納する。		
委託の開始時期及び期限	平成20年12月1日 から平成21年3月31日まで		
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 業務終了後、提供した情報を返却させ、日々台帳の管理を職員が行う。	受託事業者としての情報保護対策	1 個人情報を取り扱う責任者及び取り扱う者を指定させあらかじめ報告を受ける。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。